

一般廃棄物収集運搬業変更届添付書類一覧表

No	内 容	対象	添 付 書 類
1	氏 名	個人	①住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>) ②申立書 (様式第8号)
	名 称	法人	法人に関する登記事項証明書
	住 所	法人 個人	法人に関する登記事項証明書 住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>)
2	法第7条第5項第4号りに規定する <u>法定代理人</u> (申請者が未成年者である場合)	個人	①住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>) ②申立書 (様式第8号) ※ 法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し
	「発行済み株式総数の5%以上の株式を有する <u>株主</u> 」又は「出資の額の5%以上の額に相当する <u>出資者</u> 」	法人	①住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>) ②申立書 (様式第8号) ③法人株主又は法人出資者の変更については法人に関する登記事項証明書
	法第7条第5項第4号又規定する <u>役員</u> 及び政令で定める <u>使用人</u>		①住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>) ②申立書 (様式第8号) ③法人に関する登記事項証明書 ④代表者の変更(役員の変更がある場合を除く。)にあっては、法人に関する登記事項証明書
法第7条第5項第4号ルに規定する政令で定める <u>使用人</u>	個人	①住民票の写し (<u>本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。</u>) ②申立書 (様式第8号)	
3	次に掲げる事項の <u>所在地</u> (1) 事務所 (2) 駐車場 (3) 洗車場所	共通	①付近の見取図 (住宅地図等) ②概況がわかる写真 ③「土地、建物の登記簿謄本」又は「固定資産税課税明細書の写し」 (他人の土地、建物を借用する場合は、 <u>賃貸借契約書の写し</u> も添付) ※ 洗車場所の変更については③は不要。
4	収集運搬車両	共通	①運搬車両一覧 (様式第2号の2) ②車両の写真 ・ 前面 (真正面) 及び側面 (真横) 又は斜め前方及び斜め後方から撮影したもの ・ ナンバープレートが読み取れるもの ・ 氏名又は名称 (屋号を含む。) が表示されていることがわかるもの ③車検証の写し (電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項。他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明

			する書類を含む。)
--	--	--	-----------

※ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

【変更届の提出に当たって】

- 1 提出部数は2部です。添付書類は 1 部正本を、あと 1 部はコピーを御用意ください。
- 2 添付書類について
 - (1) 住民票など、公的機関から発行される証明書は**原本**、かつ、**発行日から3か月以内のもの**を提出してください。
 - (2) 自動車検査証は有効期限切れに注意してください。
 - (3) 車両の写真について、**ナンバープレートの読み取れるもの**、氏名又は名称（屋号を含む。）**が表示されていることがわかるもの**を提出してください。
- 3 車両変更について
 - (1) 増車に係る届出である場合、その車両に係る車両許可証（プレート）及び搬入カードを交付するまでに概ね 1 週間かかります。
 - (2) 減車を伴う届出の際には、対象となる車両の車両許可証（プレート）及び搬入カードを必ず返却してください。**返却されるまで、新たなプレート及び搬入カードは交付しません。**
 - (3) 氏名又は名称（屋号を含む。）が表示されていない車両は、**使用を認めません。**
 - (4) 運搬容器については、記入の必要はありません。